

# その他の事項

---

## 沿革

明治22年	会計法制定	(原則 一般競争方式)	
明治33年	指名競争方式に転換		H1~ 日米構造協議 H3 独占禁止法改正
平成6年	一般競争方式の導入	(WTO対象)	H5.6 ゼネコン汚職事件
平成12年	入札契約適正化法の制定	(透明性の確保、公正な競争の促進)	H12.7 若築建設事件
平成17年	公共工事品質確保法の制定	(価格と品質が総合的に優れた調達)	
平成18年	一般競争方式の本格実施	(WTO対象以外に拡大)	H17.5 橋梁談合事件
	改正独禁法の施行	(課徴金減免制度の導入等)	H19.3 水門談合事件
平成19年	改正官製談合防止法の施行	(職員に対する刑罰規定の創設等)	
平成22年	改正独禁法の施行	(課徴金の適用範囲の拡大等)	H24.10 高知談合事件
平成26年	入契法、品確法、建設業法等の改正	(担い手の確保・育成の推進等)	

## 江戸時代： 幕府直轄工事における入札要件

神社等の幕府直轄工事において、幕府は請負人にさまざまな条件や家作等の担保要件を課し、契約を不履行時の罰則を厳しく定めた。これは、契約締結時点で請負人の信用度や工事実施の能力を十分に把握できなかった（適切な評価制度がない）ことに起因すると考えられる。

※『公共調達研究』（木下誠也・著）より

⋮

## 明治22年： 明治会計法制定

競争参加者の資格として、「**2年以上その業務に従事していること**」を求めた。（企業評価の走り）

## 昭和25年： 入札制度合理化対策

中央建設業審議会が「建設工事の入札制度の合理化対策について」を決定し、「建設業者事前資格審査要領」を定めて、公共工事の重要発注機関に対して実施勧告を行ったことにより創設。

### 【建設工事の入札制度の合理化対策について】

建設事業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みると、建設工事の入札については、**建設業者の信用、技術、施行能力等を特に重視すると共に、あわせて公正自由な競争を図らなければならない**。かかる観点に立つとき建設工事については無条件の一般競争入札は不相当と考えられ、制限附の一般競争入札と指名競争入札とを併用し、**入札について合理的な基準を設ける必要がある**と考えられる。（中略）

- 一 方針 本要綱の制限附の一般競争入札と指名競争入札は**入札参加申込の建設業者について能う限り客観的標準に基きその資格を審査して等級を附し、**（中略）資格審査及び入札の方法においては**大業者のみを偏重することなく、中小業者の保護助長に留意するものとする。**（以下略）

### 【建設業者事前資格審査要領】

- 一、方針 事前資格審査はこれを一定の基準による**建設業者の適格性に関する資格審査**及び点数計算による**工事施行能力審査**の二つの方法により決定し競争入札に参加せしめようとするものである。（以下略）

## 平成6年： 入札制度改革、経営事項審査制度の受審義務化（建設業法改正）

**公共工事をめぐる不祥事が相次いでおきた自体を重く捉え**、中央建設業審議会が「公共工事に関する入札・契約制度の改革について（平成5年12月）」を建議。これを受けて、経営事項審査の受審を建設業者に対して義務付け。

第二十七条の二十三（経営事項審査）

**公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は**、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

## ～平成11年： 有利子負債に着目した経営状況分析指標への抜本改正

- 当時の建設業界を取り巻く経営環境の変化は著しく、特に公共事業への依存度の高い中小・中堅建設企業や不良資産を抱えた大手ゼネコンは厳しい経営環境に直面していた。受注の減少や不良資産の処理の遅れを原因として、平成9年7月以降の大手ゼネコンの相次ぐ会社更生手続開始の申立てをはじめ**建設企業の倒産が急増し、自主廃業を含め市場からの退出が増加していた**。
- こうした状況に対応するため、昭和63年に選定されて以降変更のなかった経営状況分析における指標（算定式）について、平成11年に抜本的な見直しを行った。
- 収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

### 【選定における経緯】

（平成9年10月～12月 経営状況見直し研究会）

- ・有利子負債等を反映する新たな指標群から、適正な指標を選定するという方向性を決定。

（平成10年2月 中央建設業審議会基本問題小委員会 建議 抜粋）

「…最近相次いで発生している建設業者の経営破たんなどに見られるように建設業界を取り巻く経営環境が厳しくなる中で、建設業者の経営状況が経営事項審査に一層的確に反映されるようにしていく必要がある。

…経営状況分析の評点分布の幅を拡大することにより、経営状況分析の比重の実質的拡大を図る必要がある。


…不良資産の反映等の観点も含めて、指標の妥当性等について検討を行い、早期に結論を得る必要がある。」



（平成10年6月～12月 経営状況分析見直し検討ワーキンググループ/経営状況分析見直し作業部会）


- ・想定される163の指標（**有利子負債等を反映する指標を含む**）から、統計分析・相関分析・因子分析・判別分析を経て選定。
- ・収益性、流動性、安全性、健全性を反映する12指標を決定。

## 平成20年： 経審制度の抜本改正と、実態に即した分析指標への全面的見直し

- 社会情勢の変化の中で、公正かつ実態に即した評価基準を確立し、**生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し**するために、経営事項審査制度の全体について抜本的な改正が行われた
- この際、経営状況分析の部分についても全面的な見直しを実施。
- 小規模・零細企業において実際の評点分布の幅が大きく、企業実態に比べ過大な評価が成される傾向があるなど、評点分布が企業実態と乖離しているのではないかと、評価の内容が固定資産に関連したものに偏っており、資産の保有が点数に不利に影響してしまうため、必ずしも実態に即していない、といった指摘を契機に見直しを検討。また、会計基準の差が評点に与える影響を極力小さくした。
- 負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を反映する8指標を決定。

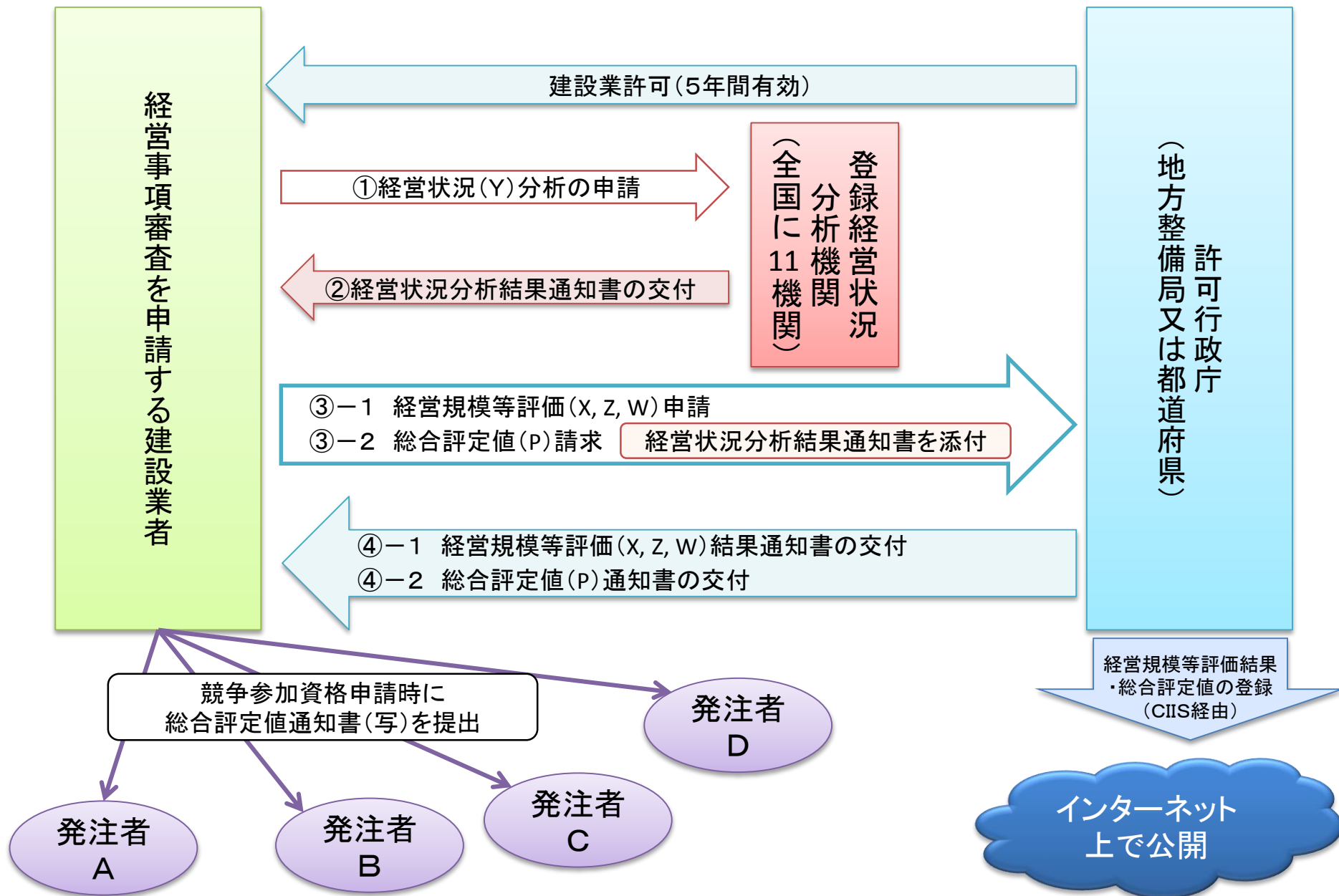
- ・女性活躍推進法に基づく認定 …「えるぼし」認定企業(評価項目数により3段階で認定)  
【認定基準】
  - ・女性平均勤続年数/男性平均勤続年数が0.7以上
  - ・時間外・休日労働時間平均が各月全て45時間未満 等

(建設企業:約6社/46社)
- ・次世代法に基づく認定 …「くるみん」認定企業、「プラチナくるみん」認定企業  
【認定基準】
  - ・男性従業員の1人以上が育休等を取得
  - ・所定外労働時間の削減や年休取得について目標を策定して対策を実施 等
- ・若者雇用促進法に基づく認定 …「ユースエール」認定企業  
【認定基準】
  - ・正社員離職率が20%以下
  - ・月時間外労働平均が20時間以下 等

(建設企業(産業分類):約8社/162社)
- ・日本再興戦略から派生した認定 …「健康経営銘柄」(経済産業省と東京証券取引所の共同)  
東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定  
【審査項目】
  - ・従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討
  - ・従業員の心と身体への健康づくりに向けた具体的対策 等

(建設企業:約1社/24社(2017年))

- ・国際規格による認証
  - ・・・「ISO9001(品質)」認証企業  
【審査項目】
    - ・マネジメントシステムの有効性
    - ・業務プロセスの運用状況等  
(建設企業:約8,400社)
  - ・・・「ISO14001(環境)」認証企業  
【審査項目】
    - ・環境マネジメントシステム運用の業務プロセス
    - ・システムの妥当性、有効性等  
(建設企業:約3,500社)
- ・建災防による認定
  - ・・・「コスモス(COHSMS)」認定企業  
【審査項目】  
建設現場における労働安全衛生マネジメントシステムの構築・実施状況
    - ・(工事)安全衛生計画の作成、実施
    - ・関係請負人の安全衛生管理能力等の評価等  
(建設企業:93社)



大臣許可業者の場合、5業種(大臣許可業者の平均審査対象建設業数)について経審を受審した場合、手数料は約30,000円～60,000円程度を要する。

<p><b>経営状況分析 手数料</b></p>	<p>約10,000弱円～40,000円弱程度</p>	<p>経営状況分析手数料は、各登録分析機関により異なる。</p>
<p><b>経営規模等評価 手数料</b></p>	<p>8,100円+2,300円×5業種 =19,600円</p>	<p><b>【建設業法 第二十七条の三十】</b> 国土交通大臣に対して第二十七条の二十六第二項の申請又は前条第一項の請求をしようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。</p> <p><b>【建設業施行令第二十七条の十四】</b> 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち経営規模等評価の申請に係るものは、八千百円に法第二十七条の二十三第一項に規定する建設業者が審査を受けようとする建設業(次項において「審査対象建設業」という。)一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額とする。</p>
<p><b>総合評定値請求 手数料</b></p>	<p>400円+200円×5業種 =1,400円</p>	<p>2 法第二十七条の三十の政令で定める手数料の額のうち総合評定値の請求に係るものは、四百円に審査対象建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額とする。</p>



	日本	アメリカ	イギリス	フランス
許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別建設業許可制度 (全国一律)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州により異なる(免許制、登録制、なし 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特になし</li> </ul>
企業評価制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営事項審査を受審 (全国一律の基準)</li> <li>競争参加資格審査を受審 (「経審による客観点+各発注者による主観点」により、企業をランク分け)</li> <li>工事ごとの総合評価 (性能、機能、技術等の価格以外の要素と、価格とを総合的に評価)</li> </ul> <p>※発注者(地方公共団体)によっては、競争参加資格審査における主観点を設けていないケース等もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府のCCR(中央業者登録)への登録(義務)</li> <li>10万ドル以上の工事に対しては履行ボンドの提出(義務)</li> <li>入札ボンド等による入札保証(義務)</li> <li>連邦政府の場合、二段階選抜方式によるデザインビルドの場合、第1段階で(経験及び技術的能力、履行能力、既往業績等)、第2段階で価格のほか技術的評価項目(設計概念、マネジメント手法主たる技術者、技術提案等)を総合評価</li> </ul> <p>※州政府においても同様の方式が普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財務、免許、技術者等の情報について審査を受け、建設企業データベース(コンストラクションライン)へ登録(任意)</li> <li>登録希望業種について、過去の工事実施例を示す必要</li> <li>発注者はオンラインで企業情報を入手可能</li> <li>制限方式の場合、選択段階では(経済・財務状況、技術的又は専門的能力)、落札段階では(品質、価格、技術的優位性、環境要素等)を総合評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木分野では、業界団体等による専門能力証明が存在</li> <li>当該工種についての工事実施例、発注機関、金額、下請現場条件、適切履行を証明する発注者の署名等が必要</li> <li>建築分野では、民間組織による資格証明が存在</li> <li>財務等の企業情報のほか、既往実績情報(当該工種についての代表的な工事実績、出来栄え、工期遵守及び現場の処置)を評価</li> <li>制限方式の場合、選択段階では(経済・財務状況、技術的又は専門的能力)、落札段階では(品質、価格、技術的優位性、美観、機能、環境要素、維持費、費用対効果、アフターサービス、工期等)を総合評価</li> </ul>